
令和３年第１回玖珠町議会定例会会議録(第５号)

令和３年３月18日（木）

１．議事日程第５号

令和３年３月18日（木） 午前10時開議

第 １ 委員会の審査結果の報告及び委員長報告に対する質疑

第 ２ 討論

第 ３ 採決

第 ４ 委員会発議

玖珠町議会委員会条例の一部改正について

玖珠町議会会議規則の一部改正について

玖珠町議会傍聴規則の一部改正について

第 ５ 議員派遣について

第 ６ 委員会の閉会中の継続調査について

１．本日の会議に付した事件

日程第 １ 委員会の審査結果の報告及び委員長報告に対する質疑

日程第 ２ 討論

日程第 ３ 採決

日程第 ４ 委員会発議

玖珠町議会委員会条例の一部改正について

玖珠町議会会議規則の一部改正について

玖珠町議会傍聴規則の一部改正について

日程第 ５ 議員派遣について

日程第 ６ 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（13名）

１ 番 横 山 弘 康

２ 番 衛 藤 和 敏

3 番 河 島 公 司
 5 番 松 下 善 法
 7 番 松 本 真由美
 9 番 宿 利 忠 明
 1 2 番 高 田 修 治
 1 4 番 石 井 龍 文

4 番 細 井 良 則
 6 番 小 幡 幸 範
 8 番 大 野 元 秀
 1 1 番 秦 時 雄
 1 3 番 藤 本 勝 美

欠席議員（1名）

1 0 番 河 野 博 文

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 村 木 賢 二 議事庶務班主幹 秦 久里子

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 宿 利 政 和	副 町 長 秋 吉 一 徳
教 育 長 梶 原 敏 明	総 務 課 長 石 井 信 彦
政策法務課長 繁 田 良 一	企画商工観光課長 衛 藤 正
基地・防災対策課長 清 原 洋 一	税 務 課 長 衛 藤 善 生
福祉保健課長 西 村 正 明	子育て健康支援課長 横 山 芳 嗣
住 民 課 長 穴 井 陸 明	建設水道課長 長 柄 義 正
農林課長兼 農業委員会 事務局長 藤 原 八 栄	人 権 確 立 ・ 部落差別解消 推 進 課 長 瀧 石 裕 一
会計管理者兼 会 計 課 長 時 枝 弘 法	教育政策課長兼 学校給食センター所長 長 尾 孝 宏
教育政策課 指導企画監 佐 藤 貴 司	社会教育課長兼 中央公民館長兼 B & G 海 洋 センター所長 秋 好 英 信
わらべの館館長兼 久留島武彦 記念館事務局長 吉 野 弥也子	監 査 委 員 事 務 局 長 和 田 育 男
監 査 委 員 河 野 好 美	総務課長補佐兼 行政班主幹 神 田 裕 一

午前10時00分開議

○議 長（石井龍文君） おはようございます。

開会に先立ちまして申し上げます。

本定例会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、議場内は答弁席及び質問席を除き、飛沫防止シールド設置場所以外はマスク着用としておりますので、御理解と御協力をお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条及び第8条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力願います。

なお、本日は、議員及び執行部において、議会運営に使用するタブレット端末の議場内持込みを許可しています。

本日の会議に欠席の届けが提出されておりますので、報告いたします。

議員につきましては、10番河野博文君より欠席の届けが提出されております。

ただいまの出席議員は13名です。

会議の定足数に達しております。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 委員会の審査結果の報告及び委員長報告に対する質疑

○議長（石井龍文君） 日程第1、委員会の審査結果の報告及び委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、予算常任委員会の報告を求めます。

予算常任委員会委員長松下善法君。

○予算常任委員長（松下善法君） 予算常任委員会報告。

令和3年第1回玖珠町議会定例会において、予算常任委員会に審査の付託を受けました議案第2号から議案第15号までの14議案について、3月8日、9日、10日の3日間、執行部出席の下、審査した結果を報告します。

予算常任委員会は、全議員をもって審査に当たることから、報告は簡略化します。

1 議案第2号 令和2年度玖珠町一般会計補正予算（第12号）

総務課長から当該議案について概要説明があり、その後、担当課長から科目ごとの説明を受けました。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億4,807万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ123億9,910万3,000円とするものです。

また、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債についてそれぞれ補正するものです。

補正の主な内容は次のとおりです。

○新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策に係る経費を計上

○産地パワーアップ事業の実施に要する経費を計上

○特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源とする事業の基金積立てを実施

○令和2年7月豪雨災害に伴う災害復旧事業費の減額

○公共施設等総合管理基金の積立てを実施

○そのほか、決算見込みによる調整

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第3号から議案第8号までの令和2年度各特別会計及び水道事業会計予算について、いずれも決算見込みによる補正です。

議案第3号 令和2年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

議案第4号 令和2年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

議案第5号 令和2年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第6号 令和2年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第7号 令和2年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

議案第8号 令和2年度玖珠町水道事業会計補正予算（第3号）

審査の結果、以上の6議案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第9号 令和3年度玖珠町一般会計予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101億8,200万円、前年度に比べて13億4,500万円の増額、伸び率は15.2%となっています。

増加の要因は、新型コロナウイルス感染症対策や災害復旧対策費が主なものであるとの説明を受けました。

また、予算編成の基本方針として、

○新型コロナウイルス感染症拡大防止を徹底した上で、地域経済の活性化と新たなデジタル社会に対応したシステムの構築

○令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興をはじめ、国土強靱化に向けた環境整備、町民の安全安心の観点から、防災行政無線のデジタル化を推進

○地域課題解決に向け、コミュニティ活動の支援と北山田自治会館の建設整備

以上のような説明を受けました。

委員会の審議における附帯意見として、

○第5世代移動通信システムローカル基地局設置事業については、一企業のみ町が協力しているように思われがちであり、町として事業推進に向けての経過や将来計画について、住民に対してしっかりと説明と周知が必要である。

○公共施設多機能化推進事業として実施する下綾垣の自治公民館と消防詰所の複合施設の建設については、関係地域住民との十分な協議の下、進んでいるとの報告を受けました。しかしながら、今回の複合施設の建設は、建設予定地の安全面や建設費について多くの課題や疑問点が見受けられます。

今後、同様の施設建設の基準となるものであることから、建設場所の安全性や標準的施設規模の設定など、後々トラブルにならないように、慎重に事業の実施に当たるべきである。

○議案第41号、町道路線の認定について（旧北山田中学校線）は、同町道整備に要する事業予算を事前説明もなく同一議会に上程しており、議会としての審議の順序など、その取扱いについて疑義が出されたところである。さらに、事業費も高額であり、その財源として過疎債を充当するとの説明を受けましたが、町道路線の認定について十分な審議を受けた上で、認定された町道整備予算を次の議会で計上するなど、議案上程の手順や説明を適切に行い、今後同様なことが生じないよう適切な対応を求めるものである。

以上のような予算常任委員会としての意見を付して、早期における住民サービスの向上のため、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4、次に、

議案第10号 令和3年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議案第11号 令和3年度玖珠町簡易水道特別会計予算

議案第12号 令和3年度玖珠町国民健康保険事業特別会計予算

議案第13号 令和3年度玖珠町介護保険事業特別会計予算

議案第14号 令和3年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第15号 令和3年度玖珠町水道事業会計予算

について、審査の結果、以上の6議案は各特別会計及び水道事業会計の当初予算であり、執行部より詳細にわたって説明を受け、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に審査の付託を受けました議案14件の審査結果の報告を終わります。

なお、予算常任委員会委員より出された様々な質疑応答については別紙を添付していますので、執行部においては、これを真摯に受け止め、予算の執行に反映されるように申し添えます。

以上です。

○議 長（石井龍文君） 予算常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

予算常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、総務建設農林常任委員会の報告を求めます。

総務建設農林常任委員会委員長松本真由美君。

○総務建設農林常任委員長（松本真由美君） 総務建設農林常任委員会報告。

令和3年第1回玖珠町議会定例会において、総務建設農林常任委員会に審査の付託を受けました議案9件、請願1件について、3月11日、執行部出席の下、委員6名で審査した結果を報告します。

なお、審査に先立ち、旧北山田中学校線と町道下泊里線について、現地調査を行いました。

1 議案第26号 玖珠町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について

本案は、総務省の通知により、急速に進展するデジタル化に即した対応ができるよう、使用許諾契約（ライセンス契約）について長期契約の対象範囲を定め、内容を整理・追加するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）これを整備すれば、他の対象になるものはないのか。

（答）デジタル通信に係る役務の提供はこれで補えると考えています。

（問）期間についてはどうか。

（答）現在は3年から5年での長期継続契約の締結を行っています。引き続き、柔軟に対応できるよう運用していきたいと考えています。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第28号 玖珠町特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部改正について

本案は、副町長、教育長の申出により、令和4年1月30日まで一定程度の給与の減額を行うものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第29号 玖珠町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

本案は、新型コロナウイルス感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例として定めるものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）新型コロナウイルス感染症が終息した後に、再度改正するのか。

（答）今現在、時限的な取扱いとは考えていません。コロナ関連で恒久的になろうかと思います。

（問）特殊勤務手当に該当する業務はほかにあるか。

（答）遺体収容等の従事や犬猫等の動物の死骸処理が同様の規定に該当します。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第31号 玖珠町国民健康保険税条例の一部改正について

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法において、新型コロナウイルスの定義が改正されるため、条例の一部を改正するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第32号 玖珠町道路占用料徴収条例の一部改正について

本案は、道路法施行令の改正により、各種占用物件の占用料単価の改定を行うものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）地方の土地の評価は違うが、それに合わせているのか。

（答）九州電力やN T Tを含め、九州ブロック会議で統一的な見解を持っています。市町村独自での協議場所はありませんので、九州管内の各種団体を参考比較して決めています。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第39号 玖珠町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

本案は、所得税法の一部改正に伴い、町営住宅優先入居者の対象を寡婦または寡夫からひとり親へ変更するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第41号 町道路線の認定について（旧北山田中学校線）

本案は、玖珠町戸畑の旧北山田中学校線272メートルを町道認定基準要綱に基づき認定するものです。

審査の結果、今後多くの高齢者が利用する施設であることから、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

8 議案第42号 町道路線の認定について（車谷・石飛線）

本案は、車谷を起点に国道387号線の石飛を終点とする1,860メートルを町道認定基準要綱に基づき認定するものです。これにより、道路敷設を民生安定事業の採択に向け、町として熱意を示すものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）完成予定はいつ頃か。

（答）令和3年度に申請すると、事業採択の決定が令和4年度になります。令和4年度から5年度に概算設計及び路線測量等ができ、令和6年度に用地測量、その間に用地買収を行い、工事着手は令和8年度に予定しています。

（問）少しでも早くできないか。

（答）令和4年度の採択の前に地権者の調査を行い、早期に工事着手できるよう努力していきます。

（問）道路幅員は何メートルか。

（答）道路規格は3種5級の車道幅員4メートル、路肩0.5メートルの全幅5メートルで計画しています。

（問）採石場付近の里道はどうなっているのか。

（答）国土調査時に所有者に確認し、個人所有になっていますが、登記簿上は公衆用道路で登記されています。

（問）国道387号線から取付けの坂が急ではないか。

（答）緩やかになるように、広場付近から取付けを考えています。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

9 議案第43号 金栗院谷川河川災害復旧工事請負契約の締結について

本案は、令和2年7月豪雨災害により被災した金栗院谷川河川災害復旧工事を株式会社宇佐建設と締結するためのものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

10 請願第1号 町道下泊里線の拡幅改良整備についての請願

本請願は、町道下泊里線の平川交差点を中心とする拡幅改良を行うために提出されたものです。

審査の結果、本請願は妥当なものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、総務建設農林常任委員会に審査の付託を受けました議案9件、請願1件の審査結果の報告を終わります。

○議長（石井龍文君） 総務建設農林常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番高田修治君。

○12番（高田修治君） 1点だけお尋ねします。

この第41号、第42号、町道認定の関係です。御覧のとおり反対するわけじゃありませんが、今までの認定基準を満たしていない部分があったかと思います。その辺の問と答で書かれてありますので、その辺が出ておりませんので、話合いの中でそういう話が出たかどうかだけで結構であります。

○総務建設農林常任委員長（松本真由美君） ございませんでした。

○議長（石井龍文君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

総務建設農林常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、企画民生教育常任委員会の報告を求めます。

企画民生教育常任委員会委員長小幡幸範君。

○企画民生教育常任委員長（小幡幸範君） 企画民生教育常任委員会報告。

令和3年第1回玖珠町議会定例会において、企画民生教育常任委員会に審査の付託を受けました議案19件について、3月12日、執行部出席の下、委員全員で審査した結果を報告します。

なお、審査に先立ち、北山田自治会館建設事業 北山田自治会館新築工事の契約変更について、現地調査を行いました。

1 議案第17号 玖珠町第6次総合計画について

本案は、平成23年に策定した第5次総合計画の期間が令和2年度で終了するため、令和3年度から令和12年度までの10か年の基本構想を盛り込んだ玖珠町第6次総合計画を策定するものです。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地区に出向いての意見聴取や詳細説明会を開催できなかったことから、15名の策定委員会を立ち上げ、同計画原案を調整し、玖珠町総合行政審議会における協議、答申を踏まえて上程となった旨の報告を受けました。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）総合行政審議会から指摘された事項はあるのか。また、その対応は今計画に反映されているのか。

（答）地域ケアシステムの構築や小さな拠点の形成と地域運営組織づくり、また、自衛隊や玖珠美

山高校との連携などの指摘を受け、計画への反映を行っています。

(問) 総合計画をつくっていく過程で、住民からの意見聴取が困難であったと思うが、この計画の周知をどのように行うのか。

(答) ダイジェスト版をつくり全戸配布をしますが、ホームページなど様々な媒体を活用して周知をしていきます。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第18号 辺地（日出生辺地）に係る総合整備計画について

本案は、日出生地区に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するため、策定するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第19号 辺地（片草辺地）に係る総合整備計画について

本案は、片草地区に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するため、策定するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第20号 辺地（大野原辺地）に係る総合整備計画について

本案は、大野原地区に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するため、策定するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 消防詰所施設は既に整備済みであり、計画から除外してよいのではないか。

(答) 防火水槽が未整備となっており、今後の公共施設整備計画に計上されていることから、計画に計上するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第21号 辺地（鏡辺地）に係る総合整備計画について

本案は、鏡地区に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するため、策定するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第22号 辺地（古後辺地）に係る総合整備計画について

本案は、古後地区に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するため、策定するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 計画の中に、電気通信設備が計上されているが、どういう事業か。

(答) 野平地区等の携帯電話不感地域解消を目的とした事業を計上しています。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、6 辺地ある中で、山浦辺地のみが1年遅れで更新であり、統一しての更新ができないかという委員からの意見に対し、大分県市町村振興課へ問合せを行った結果、5年を越す計画は認められないが、短縮して4年計画であれば問題ないとの見解を受け、次年度の山浦辺地計画の更新は、4年間での計画策定としたい旨の報告がありました。

7 議案第23号 玖珠町自治公民館の指定管理者の指定について

本案は、玖珠町自治公民館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

8 議案第24号 日出生北部地区コミュニティーセンターの指定管理者の指定について

本案は、日出生北部地区コミュニティーセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

9 議案第25号 日出生南部地区コミュニティーセンターの指定管理者の指定について

本案は、日出生南部地区コミュニティーセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

10 議案第27号 玖珠町附属機関に関する条例の一部改正について

本案は、玖珠町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例の改正及び部落差別の解消の推進に関する基本方針の策定に伴い、関連する条文を改正するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

11 議案第30号 玖珠町基金条例の一部改正について

本案は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上高が減少している町内の中小企業者に対し、特定の融資に対する利子の補給を図る基金を設置するためと、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）による企業からの寄附を適正に管理する基金を設置するためと、LED防犯灯の維持管理を行い、地域住民の防犯と交通安全対策に寄与する基金を設置するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

12 議案第33号 玖珠町国民健康保険条例の一部改正について

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法において、新型コロナウイルス感染症の定義が更新されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

13 議案第34号 玖珠町介護保険条例の一部改正について

本案は、令和3年度から令和5年度までの介護保険料期間の決定等のため、条例の一部を改正するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

14 議案第35号 玖珠町指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、介護保険法の規定による委任を受け、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに

指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に準じて制定している条例の一部を改正するものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）一部の基準については３年間の経過措置があり、３年据え置くことも考えられるが、感染症対策はしっかりと１年目からやるべきではないのか。

（答）今条例改正は国の省令改正に基づいているもので、介護保険に関わる全ての事業所が対象ですが、国の基準で考えますと、小さな事業所では改正後の対応が難しいため、３か年という経過措置を設けています。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

15 議案第36号 玖珠町指定居宅介護支援等の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、介護保険法の規定による委任を受け、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準に準じて制定している条例の一部を改正するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

16 議案第37号 玖珠町指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、介護保険法の規定による委任を受け、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に準じて制定している条例の一部を改正するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

17 議案第38号 玖珠町指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、介護保険法の規定による委任を受け、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に準じて制定している条例の一部を改正するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

18 議案第40号 玖珠町公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

本案は、公民館運営に関する内容は社会教育委員会議で審議等を行うことから、公民館運営審議会の内容を削除するものです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

19 議案第44号 北山田自治会館建設事業 北山田自治会館新築工事請負契約の変更について

本案は、北山田自治会館建設事業 北山田自治会館新築工事の設計変更に伴い契約金額を変更する

必要が生じたため、請負契約の変更をするものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）現地調査をしたところ、杭打ちも終わっているが、本来は原因が分かった時点で、全員協議会や何らかの方法で対策等の協議、説明が必要ではないか。

（答）作業工程において緊急的に対応する必要があり、説明する機会を逸し、突然の議案上程となったことは申し訳なく思っています。

（問）設計変更が安易にされ、認めるとまた変更が出てくるのではないか。過去の星翔中学校建築時のようなことが起こるのではないか。

（答）今後においては、設計施工管理会社の管理も含めてしっかり行い、何かあるときには、事前に協議、報告をするようにします。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、企画民生教育常任委員会に審査の付託を受けました議案19件の審査結果の報告を終わります。

○議 長（石井龍文君） 企画民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

企画民生教育常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第2 討論

○議 長（石井龍文君） 日程第2、これより討論を行います。

議案第2号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 議案第3号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 議案第4号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議 長（石井龍文君） 議案第5号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 議案第 6 号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 議案第 7 号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 議案第 8 号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 議案第 9 号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 議案第10号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 議案第11号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 議案第12号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 議案第13号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 議案第14号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 議案第15号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 議案第17号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 議案第18号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 議案第19号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 議案第20号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 議案第21号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 議案第22号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 議案第23号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 議案第24号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 議案第25号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 議案第26号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 議案第27号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 議案第28号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 議案第29号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 議案第30号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 議案第31号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 議案第32号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 議案第33号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 議案第34号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 議案第35号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 議案第36号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 議案第37号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 議案第38号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 議案第39号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長 (石井龍文君) 議案第40号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 議案第41号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 議案第42号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 議案第43号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 議案第44号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 請願第 1 号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 以上で討論を終わります。

日程第 3 採決

○議 長（石井龍文君） 日程第 3、これより採決を行います。

議案第 2 号、玖珠町一般会計補正予算（第12号）について、委員長報告は原案のとおり可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第 2 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 3 号から議案第 8 号までの 6 議案は、令和 2 年度特別会計及び水道事業会計の補正予

算であります。別に反対意見の発言ありませんでしたので、これを一括して採決したいと思います
が、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第8号までの6議案については、一括採決することに決定いたしました。

議案第3号から議案第8号までの6議案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定
することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第3号から議案第8号までの6議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号、令和3年度玖珠町一般会計予算に対する委員長報告は原案のとおり可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号から議案第15号までの6議案は、令和3年度特別会計及び水道事業会計の当初予
算であります。別に反対意見の発言ありませんでしたので、これを一括して採決したいと思います
が、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第15号までの6議案については、一括採決することに決定いたしまし
た。

議案第10号から第15号までの6議案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定する
ことに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第10号から議案第15号までの6議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、玖珠町第6次総合計画についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、辺地（日出生辺地）に係る総合整備計画についてに対する委員長報告は原案の

とおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(石井龍文君) 起立全員です。

よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、辺地(片草辺地)に係る総合整備計画についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(石井龍文君) 起立全員です。

よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、辺地(大野原辺地)に係る総合整備計画についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(石井龍文君) 起立全員です。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、辺地(鏡辺地)に係る総合整備計画についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(石井龍文君) 起立全員です。

よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、辺地(古後辺地)に係る総合整備計画についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(石井龍文君) 起立全員です。

よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、玖珠町自治公民館の指定管理者の指定についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(石井龍文君) 起立全員です。

よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、日出生北部地区コミュニティーセンターの指定管理者の指定についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(石井龍文君) 起立全員です。

よって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、日出生南部地区コミュニティーセンターの指定管理者の指定についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(石井龍文君) 起立全員です。

よって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、玖珠町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(石井龍文君) 起立全員です。

よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号、玖珠町附属機関に関する条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(石井龍文君) 起立全員です。

よって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、玖珠町特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(石井龍文君) 起立全員です。

よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、玖珠町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(石井龍文君) 起立全員です。

よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、玖珠町基金条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(石井龍文君) 起立全員です。

よって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号、玖珠町国民健康保険税条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、玖珠町道路占用料徴収条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、玖珠町国民健康保険条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、玖珠町介護保険条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、玖珠町指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号、玖珠町指定居宅介護支援等の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号、玖珠町指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号、玖珠町指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長 長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号、玖珠町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長 長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号、玖珠町公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長 長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号、町道路線の認定について（旧北山田中学校線）に対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長 長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号、町道路線の認定について（車谷・石飛線）に対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長 長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号、金栗院谷川河川災害復旧工事請負契約の締結についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長 長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号、北山田自治会館建設事業 北山田自治会館新築工事請負契約の変更についてに対する委員長報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求

めます。

(起立全員)

○議長(石井龍文君) 起立全員です。

よって、議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号、町道下泊里線の拡幅改良整備についてに対する委員長報告は原案のとおり採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(石井龍文君) 起立全員です。

よって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択されました。

日程第4 委員会発議

玖珠町議会委員会条例の一部改正について

玖珠町議会会議規則の一部改正について

玖珠町議会傍聴規則の一部改正について

○議長(石井龍文君) 日程第4、委員会発議を議題とします。

お手元に配付しておりますように、発議第1号、発議第2号、発議第3号の委員会発議3件が提出されています。これを直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石井龍文君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号、発議第2号、発議第3号の3議案について、委員会の説明を求めます。

提出者、議会運営委員会委員長宿利忠明君。

○議会運営委員長(宿利忠明君) 議会運営委員会としてお手元に配付しておりますとおり、発議第1号、発議第2号、発議第3号を地方自治法第109条第6項及び第7項並びに玖珠町議会会議規則第14条第3項の規定に基づき、提出いたします。

発議第1号は、玖珠町行政組織条例の改正に伴い、玖珠町議会委員会条例の一部を改正するものであります。今回改正となるのは、玖珠町行政組織条例第2条の表、企画民生教育委員会の所管事項の欄中、福祉保健課の健の漢字をお手元の発議案のとおり改正するものであります。

続きまして、発議第2号は、玖珠町議会会議規則について、お手元に配付してあります発議第2号の改正部分の新旧対照表のとおり一部改正するものであります。今回、同規則の一部改正をする理由といたしましては、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整理するとともに、出産については母性保護の観点から、出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものであります。また、請願者の利便性の向上を図るため、議会

への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名または記名押印に改めるものであります。さらに、今後推進を図っていくことになります議会運営におけるデジタル化、ペーパーレス導入において、議場内にタブレット端末を携行することとなりますので、会議規則の一部改正を行うものであります。

次に、発議第3号は、玖珠町議会傍聴規則第4条に規定する傍聴人受付簿を傍聴人受付票に改正するものであります。提案理由といたしましては、個人情報保護に向けた適正な取扱いを実施するために、傍聴人の受付方法を改めるものであります。

以上、発議第1号、発議第2号、発議第3号についての提案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（石井龍文君） ただいま議会運営委員会委員長宿利忠明君から説明がありましたが、これについて質疑を行います。

発議第1号について質疑はありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

次に、発議第2号について質疑はありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

次に、発議第3号について質疑はありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

発議第1号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 発議第2号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 発議第3号に対する反対意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（な し）

○議長（石井龍文君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第1号、玖珠町議会委員会条例の一部改正について、別に反対意見の発言ありませんでしたので、これを採決いたしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

発議第1号について、賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、発議第1号は可決されました。

次に、発議第2号、玖珠町議会会議規則の一部改正について、別に反対意見の発言ありませんでしたので、これを採決いたしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

発議第2号について、賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、発議第2号は可決されました。

次に、発議第3号、玖珠町議会傍聴規則の一部改正について、別に反対意見の発言ありませんでしたので、これを採決いたしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

発議第3号について、賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、発議第3号は可決されました。

日程第5 議員派遣について

○議 長（石井龍文君） 日程第5、議員派遣について議題といたします。

お諮りします。

今定例会より6月定例会までの議員派遣については、お手元にお配りしましたとおり派遣することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、お手元にお配りしましたとおり派遣することに決定しました。

日程第6 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（石井龍文君） 日程第6、委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員会及び基地対策特別委員会、議会広報特別委員会の各委員長から、各委員会の所掌事務及び目下各委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出が提出されています。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会及び基地対策特別委員会、議会広報特別委員会の各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

町長より、発言の申出がありましたので、これを許します。

宿利町長。

○町長（宿利政和君） それでは、令和3年第1回玖珠町議会定例会の閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げたいと思っております。

まず初めに、行政報告を少しさせていただきたいと思っております。

1点目は、社会教育関係についてでございます。

玖珠町総合運動公園野球場ネーミングライツ、いわゆる命名権でございますが、パートナー協定における使用期間の満了に伴いまして、優先交渉者となります株式会社花林代表取締役社長生田幸夫様と協議をさせていただきました結果、再度、令和3年3月1日から令和4年2月28日までの間、協定を結んでいただくこととなりました。今回の更新に当たっては、新型コロナウイルスの影響で大変厳しい環境の中ではございましたが、何とか青少年の健全育成に寄与したいという生田様の御厚情により、1年間の協定を締結させていただくことになりました。改めて、感謝を申し上げたいと思っております。

次に、先週の日曜日であります。3月14日、玖珠町メルサンホールにおきまして、童話の里くすファンタジーミュージカルスタジオ公演が上演されました。今回の公演の特徴は、第1回久留島武彦童話賞子ども創作童話コンクール小学生の部の大賞作品を受けられた「みらいとふしぎな本」を題材に制作されたものでありまして、ミュージカルスタジオに通う4歳から14歳までの34名の子供たちが、練習の成果を披露する場となりました。コロナ対策でいろいろな大会に出場できなかった玖珠美山高校吹奏楽部とのコラボレーションミニコンサートも行われたところでございます。今年は特に新型コ

ロナの影響で全体練習もままならない、ミュージカルにおいてはリモートでの個人レッスンを受けながら、日々の練習を重ねてこられたものでございます。当日は、新型コロナ感染予防のため、それぞれ子供たちもマスクを着用しての演技となりましたが、2回とも公演でそれぞれ400名を超える来場者がありまして、ミュージカルの内容は大変創作性に豊かで、笑顔を絶やさず、エネルギーで元気いっぱい演じる子供たちでございました。コロナ禍で大変重苦しい雰囲気を一掃するすばらしいものでありまして、多くの観客に感動を与えたものとなりました。

次に、第72回日本童話祭について報告を申し上げます。

3月5日に行いました第2回実行委員会におきまして、新型コロナウイルス感染拡大防止に十分考慮をしながら、今年は事業規模を縮小して開催することと決定いたしました。基本方針といたしましては、メインの開催日となります5月5日は、恒例の仮装パレード、ジャンボこいのぼりくぐり抜け、魚つかみ取り大会、子供太鼓フェスティバルなど、屋外でのイベントを中止することとし、童話祭式、いわゆる式典とわらべの館での久留島武彦顕彰に関する室内行事のみ開催することとなりました。なお、童話祭式、式典やおとぎ劇場のオンライン配信、久留島武彦や日本童話祭に関する動画配信を番組形式で放映する予定をしており、町内外に広くPRする予定としておるところでございます。

続きまして、東京2020オリンピック・パラリンピックの聖火リレーでございますが、3月25日に福島県をスタートいたします。東日本大震災から10年目となる節目の年に行われる聖火リレーということもありまして、復興の歩みを進める被災地をはじめ、全国各地を回ることとなっております。大分県内の2日目となります4月24日は、ちょうど玖珠町が発式の会場となります。セレモニーの後、玖珠町メルサンホール第2駐車場からスタートした後、玖珠川河川敷まで聖火ランナーが走行いたします。当日は、オリンピック組織委員会並びに大分県実行委員会と連携を図りながら、新型コロナウイルス感染症対策を万全に考慮し、安全・安心な運営の実現を目指してまいりたいと考えております。

続きまして、久留島武彦記念館からの報告でございます。

2月16日から、西日本新聞の聞き書きシリーズ、これは44年にわたるシリーズものでございますが、その歴史の中で、194人目に初めて外国出身の語り手という位置づけで、久留島武彦記念館の金成妍館長が登場しております。50回程度の連載が予定されており、童話の里玖珠町と久留島武彦の顕彰に大変寄与されるものとなっております。また、久留島武彦記念館では、3月28日までの日程で、日本を代表する博多人形師、中村信喬展を開催しております。玖珠町唯一の町立博物館で本物の技術作品に触れることができる機会でございます。ぜひ委員各位におかれましては、御来館を賜りたいと考えております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

さて、今定例会は去る3月3日から本日までの16日間の会期でございました。議員の皆さん方には年度末の公私とも大変お忙しい中にもかかわらず、御出席を賜り、私どもから提案させていただきました令和3年度一般会計予算案件など合計49の案件につきまして、慎重かつ熱心に御審議を賜り

ました。いずれの案件も御承認を賜りまして、誠にありがとうございました。

今回の定例会では、ワクチン接種などのコロナ対策やデジタル化など本町が直面する様々な課題が多くありまして、本会議をはじめ各常任委員会や予算特別委員会、議会全員協議会などで審査、協議をいただきました。その過程で熱心な御議論をいただき、また、執行部へ様々な御意見を賜ったところでございます。重ねて御礼を申し上げます。

本日の閉会時にも報告をいただきましたが、拝聴いたしました貴重な御意見、御提言につきましては、真摯に受け止め、今後のまちづくり、町政執行に当たってまいりたいと考えております。

結びになりますけれども、季節は桜の開花を迎える時期となっております。花冷えという言葉がありますように、この時期は季節の変わり目でもございます。議員各位におかれましては、体調管理に十分御留意をされまして、町政発展のため、ますます御尽力、御協力を賜りますよう、改めてお願いを申し上げまして、令和3年第1回玖珠町議会定例会閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。期間中、大変ありがとうございました。

○議長（石井龍文君） 閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

令和3年第1回定例会は、去る3月3日開会以来、本日まで16日間にわたり、議員各位はもとより、執行部におきましても終始極めて真剣な御審議をいただき、いずれも重要な案件について適切な結論を得ましたことを感謝申し上げます。加えて、議会運営に御協力いただきまして感謝申し上げます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大という未曾有の事態が引き起こり、日本中、世界中の人々の平穏な生活が脅かされました。

玖珠町議会においても、恐らく初めての対応となる議場内のマスク着用や新型コロナウイルス感染防止のために、議会の傍聴について住民の皆様にご自粛をお願いしなければならないという事態になってしまいました。

また、町内における幼稚園や小・中学校の入学式、卒業式も、関係者のみの参加における規模縮小による実施や各種イベントの中止や延期など、玖珠町内のまちづくり活動に大きな影響をもたらしています。

そして、夏場には7月豪雨による激甚災害も発生し、橋梁や住宅、農地などに大きな被害をもたらしました。被災された住民の方々に心よりお見舞い申し上げます。

本来であれば、桜の開花など春の気配を感じられるようになり、小・中学校や高校の新学期スタートなど爽やかで心弾む時期でもあります。一日も早く新型コロナウイルス感染拡大の危機を乗り越え、新しい年度、令和3年度のまちづくりに取り組んでいけることを願うものです。

結びに、3月31日付をもちまして定年を迎えられます職員の方々をはじめ、今期で退職されます職員の皆様には、長きにわたり町政発展のため御尽力をいただき、議会を代表いたしましてお礼を申し上げます。長い間、大変お疲れ様でした。今後の人生は、健康に御留意され、培われました経験を生かし、まちづくりに格段の御協力をお願い申し上げます。

これもちまして、令和3年第1回玖珠町議会定例会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

午前11時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年3月18日

玖 珠 町 議 会 議 長 石 井 龍 文

署 名 議 員 細 井 良 則

署 名 議 員 高 田 修 治